# 「いじめや不登校の問題の解決に向けた生徒指導の充実」に向けて

北海道教育庁胆振教育局義務教育指導班

平成29年９月８日

胆振管内においては、各学校によって、いじめの認知に関する考え方にばらつきがあることや、年々不登校児童生徒数が増加していることなど、依然として生徒指導上の課題が見られています。

本資料は、管内におけるいじめ及び不登校の問題の状況と、それらの問題への対応についての「基本的な考え方」を示していますので、各学校において、生徒指導の充実を図る上での参考にしてください。

## いじめの問題への対応について

○「胆振管内の小・中学校におけるいじめの認知状況（平成29年４月～６月）」

| | 認知件数／アンケート等数 | 現在の状況 | | | 解消率 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 解消 | 一定の解消 | 取組中 | |
| 小学校 | 230／1550 | 0 | 0 | 230 | 解消率０％ |
| 中学校 | 51／142 | 0 | 0 | 51 | 解消率０％ |

（平成29年度いじめの問題への対応状況調査）

いじめの解消については、「被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していること」と基本的な考え方が、平成29年４月に変更となり、調査時の解消率は０％になります。

**いじめの認知をめぐる現状**

児童生徒1,000人当たりのいじめの認知件数は、最多と最少の都道府県とで、30倍以上の差があります。

**先生方によるいじめの捉え方の差**

先生方によって、いじめの概念に違いがあり、いじめの基準にばらつきが見られます。いじめと捉える先生と、捉えない先生がいるのが現状です。

**重要**

**「いじめの定義」を再確認**（いじめ防止対策推進法第２条第１項）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

**いじめの認知に関わる全教職員の共通理解が大切！**

## 不登校の問題への対応について

○「胆振管内の小・中学校における不登校児童生徒の状況（平成28年度）」

| | 平成28年度不登校児童生徒数 | 平成27年度不登校児童生徒数 | 前年度比 |
|---|---|---|---|
| 小学校 | 102 | 77 | ＋25 |
| 中学校 | 331 | 308 | ＋23 |

（平成28年度児童生徒の問題行動・生徒指導上の諸課題に関する調査）

不登校は、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは、したくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されます。

**重要**

**「専門機関における相談・指導」及び「児童生徒理解・教育支援シートの活用」**

不登校児童生徒への対応については、「学校及び学校外の機関」において専門的な相談や指導を受けることが重要です。また、「児童生徒理解・教育支援シート」（平成28年９月）を活用して、児童生徒の状況を把握し、家庭、関係機関等が連携を図って支援することが大切になります。

**「児童生徒理解・教育支援シート」**

不登校児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有するなど、組織的・計画的に支援を行うことを目的として作成します。

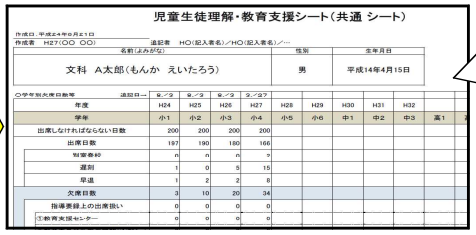


学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に学校が組織的に作成します。

**全ての不登校児童生徒に、専門的な相談・指導、児童生徒理解・教育支援シートの活用を！**